

人足寄場の性格と特長

— 刑法学者の立場から —

団藤重光

人足寄場の創設は一七九〇年（寛政二年）のことであるが、その出現には、一方ではそれを留意するところの思想的背景ないしは精神的状況というようなものがあつたし、他方ではそれを必要とするところの社会的・政治的条件があつたわけである。

二 人足寄場創設の背景

人足寄場がわが国の土壌の上に芽生え育つた矯正施設としてわが国独自のものであり、世界に誇るべき制度であることは、諸家のひとしくみとめるところである。一刑法学者としてもこれに多大の関心をもつのは当然であつて、諸権威の驥尾に付して、ここにこの小文を寄せる次第である。できれば人足寄場の現代的意義を論じてみたかつたが、それはとうていわたくしの力の及ぶところではないので、さしあたり、刑法学者の目からみた人足寄場といったものとどめることにした。もっぱら法制史の諸権威の研究に依拠しながら、人足寄場の性格その他について、主として刑法学者の見地から所見を述べ感想を叙するものにすぎない。なお、本稿では、主として石川島の人足寄場を念頭に置く。周知のとおり、別に常陸上郷村のそれがあり、また、のちには諸藩にも寄場的施設が現われているが、ここでは直接にはそれらには触れない。本稿で単に人足寄場というものは、すべて石川島のそれである。

一 はじめに

- 一 はじめに
- 二 人足寄場創設の背景
- 三 人足寄場の発足―福祉施設としての人足寄場
- 四 人足寄場の性格―第一期
- 五 人足寄場の性格―第二期
- 六 人足寄場の性格―第三期から第五期まで
- 七 人足寄場の施設・運営
- 八 人足寄場における教誨
- 九 人足寄場における人間的要素

第一の思想的準備については、つとに小野博士が荻生徂徠、太宰春台、中井竹山、同履軒を挙げて論じておられる。徂徠が「政談」(一七二七年「享保二年」ころか)の中で、追放は「元来戦国割拠の時の法にて(中略)當時太平の代に此法有故、遠国の追放人・欠落人など御城下に集る故、御城下は自ら悪人の津となる也」と論じて、「徒罪を立て、追放は止め度事也」と主張しているのは、有名である。かれは、その際、「徒罪は三代の古も、異国の後代も、日本の古も有之事にて」といつているが、小野博士が「異国の後代」といつてゐるのは西洋近世の懲役刑について伝へ聞いてゐたものではなからうか」と書いておられるのは、興味のある指摘である。オランダのアムステルダム懲治場の設立はそれよりも百三十年あまりも以前の二五九五年であつたから、そういうこともありえたであらう。しかし、いづれにしても、西洋からの具体的な影響を云々するほどのものではない。ワードが有名な「監獄の状態」を書いたのが一七七七年であるから、当時のヨーロッパ大陸の監獄の状態がそこに記されているような不合理かつ悲惨なものであつたことを考えると、それよりも五十年以上も前に、徂徠が徒刑の採用を主張して、「米ヲ春セ、粃ヲコナサセ、繩ヲナハセ、草履ヲ作ラセ、薪ヲトラセ、荷物ヲ運バセ、車ヲ引セ、其外普請洞突(注、土突)ナド、真外ノ事ニモ召仕事也」といつているのは、卓見だといわなければならない。しかも、それには、かれがおそらく「政談」に先立って書いたものとみとめられる「太平策」の中で、「刑罰ヲ行フモ、其人ノ悪ヲニクムニ非ズ。罪ヲ犯スモノハ、畢竟至愚ナルユヘ罪ヲ犯スナレバ、最不便ノコトナリ。サレドモ衆民ノ害トナルユヘニ、刑罰ヲ行フナリ。風化ヲ乱ル族ハ、害ノ及ブトコロ大キナルユヘ、其罪大キナリ。サレバ安民ノ心ニ任シテ行フ刑罰ハ、仁ノ道ナリ。人ヲ殺サルヲ仁トスルニハ非ズ」と論じているような立場が根底にあるのであつて、単なる刑事政策をこえる政治的理念がそこにみられるのである。

下つて、中井履軒になると、「恤刑茅議」の中で、「永牢」の構想を示している。これは、「ころすはいとをし、終身もよかるべし」という不定期的な自由刑である。かれの構想によれば、永牢は「常の牢よりはゆるやか」にし、「門禁のみ厳しくして、地面はやむひろらかにして、罪人のくるしみすくなく」する。食物は最小限度に給するだけにするが、同時に、自己労作のようなものをみとめ、「煮売する者におほせて其ものより茅をいれさせて、わらくつを罪人につくらせたとくにつにうへて、一食をあたふ」といつた方法で、「つとむるものは食をえ、おこたるものは食をえず、心にまかすべし」といつことにするといふのである。しかし、ここに収容される者として考えられているのは、かならずしも受刑者ばかりではない。「博奕ぬす人ならぬ亡命のともがら、すべて亡頼のもの、こゝにいれて、よきもの多かるべし、今の世の追放てふ罪人はみなこゝにこそ」とされるだけでなく、「亡頼子弟を、親屬らうたへ出て、籍をのぞくあり、すべてこゝに入れてよし」とされ、さらに、「ひとり身の窮民、あるは乞食かたひの、露の命をつなぎえぬものら、もしこゝにいらんと願ふあらばゆるすべし、さらば古への悲田院のおもむけなるべし」といつのである。だから、かれの考えた永牢は、主として刑事施設の性格をもつが、保安処分の要素や一種の福祉施設の要素をもっているわけである。これは人足寄場とかんがれる共通点をもつものといつてよいであらう。履軒がこの「恤刑茅議」を書いたのがおそらく一七八〇年代だとすれば、ちょうど人足寄場創設の直前あたりになる。履軒の兄、竹山は、その著「草茅危言」の中で、こうした履軒の永牢の構想を「創意を以徒罪の法を設見たる」ものとして推賞しているが、この「草茅危言」は、寄場創設の前年である一七八九年(寛政元年)に定信の大坂巡視の際その諮詢にこたえて定信に奉答したものだといふから、履軒の永牢の構想が定信の人足寄場創設の計画に影響をあたえたであらうことは、想像にかたくない。いづれにせよ、徂徠から履軒にいたる諸学者の説が、直接に寄場創設に結びつたかどうかはしばらくおき、す

くなくともその思想的背景として重要な意味を有したことは、あきらかである。

第二の政治的・社会的条件としては、無宿の問題をはじめとする当時の江戸の状況があった。寄場の創設は、「江戸町方の制度」の著者がいうとおり、「そもそも時勢の必要に迫られたる結果」であったのである。平松博士は、無宿発生の原因として三つものを挙げられる。⁽⁷⁾第一は欠落(かけおち)、第二は久離・勘当、第三は追放刑である。欠落は村の変質・崩壊による百姓の離村が主であって、飢饉がこれに拍車をかけた。追放刑は幕府も將軍吉宗以来これを制限する政策をとっているが、前述のような識者の意見にもかかわらず廃止にいたっていない。博士によれば、無宿は街道筋を徘徊するか、江戸等の都会に流れ、あるいは乞食・浮浪し、あるいは日雇労働者となり、あるいは博徒集団に身を投じた。第二と第三は数量的には比較的すくないが、犯罪者の性格をもつ者が多く、第一の離村無宿の一部とともに犯罪人口の重要分子を形成するにいたった。ことに天明の大飢饉のあと、江戸には浮浪者・無宿が氾濫し、大きな社会問題・政治問題となつて来た。松平定信が老中首座に就任したのは、まさにかような時期であったのであり、人足寄場創設の機は熟していたのである。

ここに登場するのが火付盗賊改加役、長谷川平蔵宣以(のぶため)である。「京兆府尹記事」によれば人足寄場は平蔵の発想にかかるもののように書かれており、また、滝川博士によれば、平蔵の建議に成るものであることは、徳川幕府の正史である統徳川実紀の明記するところで、さらに疑いがないとのことである。⁽⁸⁾これが従来の通説ともいうべきものであったが、平松博士によれば、平蔵の上書とされている史料も偽作であつて、こうした従来の説は正しくないという。博士によれば、定信ははじめ評定所一座に無宿対策を諮問したが名案が得られなまま、無宿収容所の開設について有志のひとびとに意見を求めた。享保の新規溜の計画や安永の無宿養育所の試みを念頭に置いて、これらに類する施設の開設ないし復活の是非、また運営の具体的方策いかながおそらく定

信の発議であつて、平蔵はこれに対して二度にわたり具体的な施行要領を上申した。これが一七八九年(寛政元年)のことで、かようにして定信は平蔵の起用を決意し、翌一七九〇年(寛政二年)に人足寄場開設の命令を平蔵に下したという。このことについては、平松博士が本書で詳論されるはずである。いづれにしても、定信と平蔵とのコンビによつて人足寄場が実現をみたことには変りはない。(追記)本書三七頁(石井博士参照)

要するに、人足寄場の創設は、前述のような思想的背景と社会的・政治的条件のもとで、こうした経緯によつて実現したものである。人足寄場がわが国の土壌の上に芽生えた制度だというのは、そういう意味である。

- (1) 小野清一郎・「日本刑法の歴史的發展」(同・刑罰の本質について・その他・昭和三〇年・所収)三九八頁。博士は、中山太郎・「徳川時代に於ける自由刑思想の形成」(刑政五三卷一・号・昭和一五年)を援用しておられる。
- (2) 荻生徂徠・政談・卷之四(辻達也校注)(日本思想大系・36・昭和四八年・四二九頁)。
- (3) 荻生徂徠・太平策(丸山真男校注)(日本思想大系・36・昭和四八年・四六七頁)。
- (4) 中井履軒・恤刑茅議(滝本誠一編纂・日本経済大典・二三卷・昭和四四年・七一〇頁以下)。
- (5) 中井竹山・草茅危言・卷之九(滝本誠一編纂・日本経済大典・二三卷・昭和四四年・五二二頁)。
- (6) 石井良助編纂・江戸町方の制度(昭和四三年)七四頁。
- (7) 平松義郎・「刑罰の歴史(日本)」(莊子邦雄・平松義郎編・刑罰の理論と現実・昭和四七年)四二頁。
- (8) 刑務協会発行・日本近世行刑史稿・上(昭和一八年)八一―九頁。――ちなみに、本書は、辻敬助氏の編纂・執筆にかかっているもので、「寄場人足旧記留」をはじめとして貴重な資料が多く援用されており(同書・凡例三頁以下参照)、人足寄場の関係だけであっても、必見の書物である。以下、執筆者に敬意を表して、「辻・前掲」として引用する。
- (9) 滝川政次郎・日本行刑史(昭和三六年)三二二頁。

三 人足寄場の発足——福祉施設としての人足寄場

右のような背景ないし経緯からもわかるように、人足寄場の設立は刑事政策であると同時に社会政策であつた。

西洋では、浮浪者・乞食に対しては、浮浪行為・乞食行為を犯罪とすることによって刑罰をもって臨むというのが、普通におこなわれた対策であった。⁽¹⁰⁾たとえば、ナポレオンは浮浪者対策に格別の関心をもっていたといわれるが、結局は、刑罰的手段に落ちつかざるをえなかった。フランス刑法（一八一〇年）の浮浪罪（二六九条）、乞食罪（二七四条以下）がそれである。これは公安（*securité publique*）に対する危険を処罰の根拠とするのである。⁽¹¹⁾わが軽犯罪法第一条第四号も、この流れを汲む立法である（ポワソナード刑法草案一九六条以下参照）。フランス法系で刑罰手段以外のあたらしい工夫をしたのはベルギーの「浮浪および乞食の鎮圧のための法律」であるが、これはずっと時代が下って、ようやく一八九一年に制定されたものである。これはこの種の立法の模範といわれたもので、矯正施設——《*dépôts de mendicité*》《*maisons de refuge*》および《*écoles de bienfaisance*》——を設けたのであった（同法一条）。もともと、西洋でも、イギリスのように、罰則——浮浪法（一八二四年）——の制定に先立って、つとに救貧的・授産的な制度として、貧窮者を收容するための多数の労働所（*workhouse*）をもっていたところもあるのは、注目される。⁽¹²⁾

これに対して、わが国における人足寄場は無罪の無宿に対する授産更生を目的とする施設として発足した。無宿の主要部分は犯罪予備軍ともいべき潜在的犯罪人口を形づくっていたのであるから、実質的には犯罪予防の趣旨を含んでいたといふべきであり、ゆるやかな意味で保安処分といってよいであろうが（後述）、正面からみれば、むしろ社会福祉施設性格の濃厚なものである。もちろん現代の社会福祉施設と同日の談ではなく、「逃去候もの」は当初は死罪、ややのちになっても（一七九七—九八年「寛政九—一〇年」ころ以降）「始末ニ寄、死罪」というようなきびしいものではあったが、⁽¹³⁾平松博士のいわれるように、「それは封建体制の動揺に基因する、江戸に溢れた無宿の一掃を直接の目的とし、これを江戸、地方に再定着させることを究極の目標とした施設であった」

のである。⁽¹⁴⁾しかも、名称の上でも、「名づけて人足寄場と称し、罪人浮浪の收容所たる事を明らかにせざりし用意の周到さ」は、辻敬助氏が書いておられるとおり、「敬服の外なき所」といふべきであろう。⁽¹⁵⁾わたくしは、人足寄場を世界に誇るべきものとする第一点として、まず、右の点を挙げたいのである。

- (10) Robert von Hippel, Betzel, Landstreicherei und Arbeitsschau, in: Vergleichende Darstellung des deutschen und ausländischen Strafrechts, Besonderer Teil, II. Bd., 1906, S. 107 ff.
- (11) F. Goyet, Droit pénal spécial, 8^e éd. par Rousselet, Arpaillange et Patin, 1972, p. 164.
- (12) v. Hippel, op. cit., S. 110.
- (13) 石井良助校訂・徳川禁令考、後集第一（昭和三四年）二四頁、六〇頁、六二頁、六五頁参照。
- (14) 平松・前掲四五頁。
- (15) 辻、前掲八二九頁。

四 人足寄場の性格——第一期

しかし、かような発足当初の人足寄場にしても、もちろん単なる福祉施設ではなかった。寛政二年の「寄場人足共へ申渡書」⁽¹⁶⁾によって、その趣旨をみると、次のようなことになっている。

其方共儀、無宿之者ニ付、佐州表江可差遣処、此度厚き御仁恵を以、加役方人足ニ致し、寄場江遣し、銘々仕覚候手業を申付候、旧来之志を相改、実意ニ立かへり、職業を出精いたし、元手ニも有附候様ニ可致候、身元見届候ハ、年月之多少ニ無構、右場所を免し、百姓素生之者ハ相応之地所を被下、江戸出生之者ハ出生之場所江店をもたせ、家業可為致候、尤公儀よりも職業道具被下候歟、又ハ其始末ニより相応之御手当可

有之候、若又御仁惠之旨をも弁へす、申付ニ背き職業不精いたし候歟、或ハ悪事等於有之者、重き御仕置可申付者也、

これは人足に申し渡した心得であるが、これによると、本来ならば佐渡へ送るべきところを「厚き御仁惠」をもって寄場人足にして各自のしおぼえている手業を申しつけるのである。もし、「旧来之志を相改」め「実意に立かへ」ったならば放免して地所や店までもたせるが、御仁惠の趣旨をもわきまえないで「職業不精にいたし」たり悪事があったばあいには「重き御仕置」を申しつけるのである。佐渡送りという心理的圧力が加えられている上に、処遇の上でも「旧来之志を相改」めて「実意に立かへ」らせるというのであって、反社会的・非社会的な者の再社会化・社会復帰という矯正的な要素が濃厚にみとめられる。

百姓素生の者へは相応の地所を下され、また、江戸生まれの者へは店をもたせ、さらには公儀からも職業道具や相応の手当まで下さるといった積極的な福祉措置が結びついてはいるが、その前段階として不定期的・拘禁的なきびしい矯正処遇が前提されているのである。のみならず、徳川幕府の性格からいって、無宿対策は結局は治安対策であったというべきであろう。従来、人足寄場の性格を保安処分とみる考え方が一般的であるが、これは理由のあることである。

しかし、人足寄場が保安処分だというのは、⁽¹⁷⁾従来、主として、犯罪に対する刑罰ではないという消極面から説かれて来た。無宿、ことに無罪の無宿は犯罪でないことはあきらかた、人足寄場が、すくなくとも発足当初の形態においては、刑罰でないことはいうまでもない。ただ、だからといって、これをすぐに保安処分として性格づけるのは早計であって、単なる福祉的措置でないところの保安処分だということを積極的にあきらかにしなければならぬ。

これは、ある程度までは用語の問題である。対物的保安処分は論外として、对人的保安処分の中には、大きくばにいて、二つのものがある。その一は、犯罪前 (ante delictum) の社会的危険性、つまり、まだ犯罪をおこなってはいないが将来犯罪に陥るおそれがあるという意味での社会的危険性 (フェリのいわゆる狭義の「社会的危険性 (periculosità sociale)」) に対応するものであり、その二は犯罪後 (post delictum) の社会的危険性、つまり、いったん犯罪をおこなったのちまた再犯に陥るおそれがあるという意味での社会的危険性 (フェリのいわゆる「犯罪的危険性 (periculosità criminale)」) に対応するものである。現在では、人権保障の見地から、保安処分としてはもっぱら後者だけを考えるようになっており、これはもちろん充分に理由のあることであるが、保安処分の本来の性格からいって、本人が一度犯罪をしたことのある者だということは本質的ではないのであって、フェリはむしろ前者を重要視していたのであった。⁽¹⁸⁾だから、ここでは、かりに後者を狭義の保安処分、前者をも含めたものを広義の保安処分とおこう。発足当初の人足寄場は犯罪を前提とするものではないから、狭義の保安処分といえないことはあきらかであるが (ただし、入墨・敲などの御仕置の済んだ無宿も寄場へ入れたから、⁽¹⁹⁾これらの者に関するかぎりは、狭義の保安処分とみることができる)、広義の保安処分の要素はかなり強くもっていたといつてよいであろう。

人足寄場への収容が本人の社会的危険性を前提とするものであれば、もっとはっきりと広義の保安処分としての性格づけができるが、そうではないようである。しかし、「江戸町方の制度」の著者が「無宿もの計り罪に陥り易きはなしとてやくは寄場を設けたりけん」といっているように、⁽²⁰⁾無宿の中のかなりの部分は、放置すればやがて犯罪者群に陥りかねない者たちであったらうから、現に社会的危険性をもっている者もすくなくなかったはずである。「旧来之志を相改」め「実意に立かへ」ることを求められた者たちであることは、ゆるやかな意味

では社会的危険性をもった者たちであることを意味するであろう。すくなくとも、被收容者の全部でなくとも相当部分が實際上そういう者たちであったとすれば、そうして、寄場がこれを念頭に置いてこのような者たちの矯正を実施する施設であったとすれば、寄場が広義の保安処分の性格をも有するものであったといつて、すこしも差しつかえないであろう。すなわち、人足寄場は、福祉施設であると同時に、広義の保安処分の性格をもあわせもつものであったといつてよいとおもうのである。

そういう性格のものであったればこそ、次に述べるように、ここに受刑者をも收容するということにもなったのであろうし、また、さればこそ、われわれが今日からみて、寄場制度を自由刑の見地からも評価しうるのだとおもう。

- (16) 石井良助校訂・徳川禁令考、後集第一(昭和三四年)五九頁。寛政二庚戌年二月廿六日、松平越中守御渡寄場人足御仕置申付候義(憲教類典、四ノ二十八、加役人足―辻・前掲九六六頁)も、字句に若干の異同があるようだが、同じものである。なお、同趣旨のものは後年にも、しばしばみられる。寄場人足仕置心得書寛政十年年二月寄場人足共へ申渡条目(徳川禁令考、後集第一、五九頁)、文化二丑年六月寄場人足共申渡条目(徳川禁令考、後集第一、六〇頁)など。
- (17) たとえば、小野・前掲四〇四頁、平松・前掲四五頁。
- (18) これらの点については、団藤・「保安処分と精神障害」佐伯千仞博士還曆祝賀・犯罪と刑罰(昭和四三年)四九七頁参照。
- (19) 「無宿者召捕候節悪事有之、入墨、敲等御仕置相濟候者は勿論、吟味の上悪事無者、以来都て人足寄場へ可遣事」という寛政二年の違書、また、「不埒致候手廻りの者は、敲又は手鎖の上年期を定め人足寄場江可被遣候」という寛政三年の違書があるであろう(辻・前掲八二一―八二三頁)。
- (20) 石井良助編集・「江戸町方の制度」七二頁。

五 人足寄場の性格——第二期

ところで、人足寄場は、その後次第に変貌して来る。丸山忠綱教授は、人足寄場に收容すべき者の変遷を次のように要約された。²¹⁾

- 第一期 一七九〇(寛政 二)―一八二〇(文政 三) 無宿浮浪人を入所させる。
- 第二期 一八二〇(文政 三)―一八三八(天保 九) 江戸払以上の者も入所させる。
- 第三期 一八三八(天保 九)―一八四一(天保二二) 江戸払以上の者は入所させない。
- 第四期 一八四一(天保二二)―一八四五(弘化 二) 江戸払以上の者も入所させる。
- 第五期 一八四五(弘化 二)― 江戸払以上の者はなるべく入所させない。

前段に述べたところが第一期にあたる。第二期になると寄場は保安処分的施設から自由刑執行の場に変質したのだというのが従来の通説であったが、平松博士はこれに対して反論をされる。²²⁾ すなわち、「法律的には一八二〇年以後も寄場收容が追放刑に代替したのではない。追放刑は執行を延期されたに過ぎない。(中略)寄場は依然として法律上は保安処分であったが、事実上自由刑的な性格を帯び、実際上変更したと理解すべきもの」とされるのである。これは正しい議論である(ただ、博士が「寄場收容が追放刑に代替したのではない」ことを理由にしておられるのは、やや不正確である。後述のように、保安処分が刑に代替することをみとめる制度もあるのだから、かりに追放刑に代替したのだとしても、その性質が当然に刑になったとはいえないのである)。博士にしたがって、この間の事情をすこし具体的にみると、さかのぼって一八〇五年(文化二年)に追放刑を言い渡され

た者の中で悪質な者も佐渡に送り、水替人足として適当でない者は常陸上郷村寄場に収容することになったが、文化末年には上郷村寄場は消滅にむかっていたから、これに代わるべきものとして一八二〇年から石川島寄場に収容することになった。ところが、江戸弘以上の者を江戸石川島に置くことは御構場所立入りの禁止と矛盾することになるので、一八二〇年、勘定奉行は老中に伺って、江戸弘以上の者は寄場外の稼ぎはさせず、作業は寄場構内にとどめること、また、一般のばあいはいつでも出所させるが、江戸弘以上の者は、五年経過後、御構場所外の引請人に引き渡すという条件で裁可された、ということである。だから、博士の指摘されるとおり、追放刑は執行を延期されたにすぎないのである。追放刑を寄場収容という形でおこなったわけではない。(「追記」ただし、本書四六頁以下〔石井博士〕参照。)

これは、まず寄場内で五年間矯正的処遇を施した上で、追放刑の執行をしたとみるべきである。つまり、追放刑執行の前に、犯罪的危険性(前述のフェリの用語)を矯正する段階を置いたわけであって、この矯正段階はまさしく保安処分、しかも前述の意味での狭義の保安処分にほかならない。追放刑のもとになった犯罪を前提とし、しかも刑罰と区別して、その犯罪に現われた本人の社会的危険性を矯正するために寄場収容をおこなったのだから、これは狭義の保安処分の性質をもつわけである。

刑で行くべきか保安処分で行くべきかは、刑法学上、学派の争いと結びついてはげしい議論の対象になったところであるが、両者を並存させるという二元主義が実際的であるところから、現在、この二元主義が諸国の立法例においてかなりひろく行なわれている。こうした二元主義は、スイスのカルル・シュトースによって提唱されたところであった。ところで、右のような人足寄場の第二期は、追放刑の言渡を受けた者の収容に関するかぎり、まさしく二元主義の制度である。右に述べた経緯からも明白なおろ、寄場への収容が追放刑とのあいだに混乱

を生じることのないように、たてまえが意識的に貫かれ、寄場収容は寄場収容、刑の執行は刑の執行というように、はっきりと区別して考えられているのである。

さて、刑と保安処分と双方を科するばあいに、どちらを先に執行するか、また、相互間に代替をみとめるかどうか、という問題がある。これは法制審議会における改正刑法草案の成立過程でもはげしい議論の対象になった点であった。概していえば、保安処分先執行主義、代替主義が進んだ考え方だといってよいであろう。改正刑法草案は刑の原則的先執行と代替主義をみとめているが、これはわたくしなどの立場からいえば不満足なものである。右の寄場のばあいは、保安処分先執行主義・非代替主義であったわけである。非代替主義であったのは是非もないが、保安処分先執行主義をみとめていたことは、追放刑の性質上当然であったともいえるが、やはり高く評価されるべきである。これが追放刑を受けた者に対する「仁恵」の趣旨であったことは、たとえば、一八二〇年(文政三年)の寄場人足共へ申渡条目(追放者に対するもの)に「其方共儀、追放ニ相成候処、此度厚き御仁恵を以寄場人足にいたし、云々」とあるところからも、看取されるであろう。

なお、前述のとおり、すでに第一期以来、入墨・敵の執行済みの者も寄場に入れられたそうであるが、このばあいは、刑執行後の保安処分ということになる。

(21) 丸山忠綱・「加役方人足寄場について」一一四(法政史学七一〇号)。——平松・前掲四七頁、五四頁注一六による。

(22) 平松・前掲四八頁。

(23) 石井良助校訂・徳川禁令考、後集第一(昭和三四年)六一頁。

六 人足寄場の性格——第三期から第五期まで

第三期（一八三八年—一八四一年）は江戸払以上の者の收容停止の時期で、平松博士によると、天保初年の飢饉による被收容者の激増に伴う経費の膨脹がおもな理由であったという。⁽²⁴⁾ 被收容者の数が激増しただけでなく、犯罪者の分子——入墨・敲の執行を受けた者や追放の言渡を受けた者——の比重が増大して困つたらしい。適当な作業があたえられないままに、舎房には無為徒食の人足がふえ、病人・死者も増加し、生業を覚えなくて出所しては悪事に陥り、二度、三度と寄場に戻って来る者も多くなったという。かような状況のもとに、間もなく第四期（一八四二年—一八四五年）が始まり、ふたたび、江戸払以上の者をも積極的に收容するようになる。⁽²⁵⁾ 老中水野忠邦の天保改革では、「人返し」政策によって、無罪の無宿は江戸に留めず帰郷させる方針がとられ、その点からも、寄場は悪質な犯罪者の浮浪者に対するものという性格を強くもつようになる。寄場の作業としても、油絞りのような重労働が採用された。⁽²⁶⁾ これは「教諭改心手業のため」という矯正的見地もあったが、同時に、「見懲し年限中」だからということでも懲戒・威嚇の意味をもつものであった。⁽²⁷⁾ かようにして、寄場はかなり強く刑罰的性格をもつことになったわけである。このばあいにも、形式的には、寄場收容を刑罰ということではできないであろうが、有罪がきまって江戸払になった者に対して、「見懲し」のためという要素を多分に含んだ処遇をおこなったわけであるから、実質的には自由刑の性格をもつたものといつてよいとおもわれる。しかし、反面からいえば、この時期においてさえも、油絞りの作業が刑罰的苦痛をあたえるためだけでなく、むしろかなり強く矯正的・職業訓練的要素をもつていたことは、⁽²⁸⁾ わが国の矯正史を顧みる上で、やはり重要だといわなければならない。

水野の改革も失敗に終り、やがて第五期（一八四五年以後）に入つて、ふたたび江戸払以上の者の寄場收容は制限されることになり、寄場はある程度、当初の精神に立ち戻る。幕末の状況について原胤昭氏が書いているところによれば、開港の時にあたり、品川湾の堤防や横須賀の埋立などの土木工事がさかんにおこつたが、これにも多く寄場人足を使用し、町方与力にも二人の人足寄場常掛を置いたくらいだったそうである。⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾

- (24) 以下の敘述は、主として、平松・前掲四八頁以下に負う。
(25) 一八三二年（天保三年）には、寄場人足六〇〇人中、追放刑に処せられた者が三四〇人いた（辻・前掲八一四頁注六）。
(26) 油絞りの状況につき、たとえば、辻・前掲九二二頁に引用されている三瀬諸淵伝の敘述参照。
(27) 辻・前掲八六八・八七〇頁（寄場人足共之儀ニ付取計方奉伺候書付）参照（平松・前掲五四頁注一八）。
(28) 天保二二年の評定所の評議書にも、「殊に油絞の義は在方におの「マ、」ても重にも相稼候渡世筋故云々」といつている（辻・前掲八二七頁）。
(29) 原胤昭・出獄人保護（大正二年）五一—三頁。
(30) なお、明治維新直後の人足寄場の状況については、重松一義解説・石川嶋人足寄場居越帳（昭和四八年）が参考になる。その記載からみとめられるかぎりでは、創立当初には寄場への收容は刑ではなく、しかも不定期的なものであったのが、この時期にはもっぱら徒刑の執行——したがって定期的なもの——になっている。だから、第五期と較べても、さらに大きく変貌して、はつきりと刑務所になっているようである。ちなみに、徒刑については、仮刑律、名例律参照（徒者官ニ拘取シテ溝塹道路修繕等一切賤役辛苦ノ事ニ服ス一年〔三百六十日ヲ率トス〕ヨリ三年ニ至テ五等トス云々〔二年ニ至テ三等トス〕）。居越帳記載に「名だけだが徒三年半がいるのは不可解である。なお、重松氏は、居越帳の記載を年令別・職業別・出身別に分析して、青少年が大半であること、大部分が無宿であることなどを指摘され、この居越帳からみるかぎり、寄場は「幼年寄場と治安についての予防拘禁所といった実態・性格・機能」をもつていたものだとおられる（同書七五頁）。

七 人足寄場の施設・運営

寄場の施設や運営などについても興味のある事柄が非常に多いが、いまここで詳細に立ち入る余裕はない。主

として平松博士によりながら⁽³¹⁾、ごく概略だけを見ると、一八二〇年（文政三年）以後を主とした寄場の有様はおよそ次のようなものであった。寄場の全敷地は一万六〇三〇坪余、そのうち三六〇〇坪が丸太矢来で囲まれた寄場施設で、その内部に役所、舎房たる長屋一棟および工房数棟がある。舎房は一番から八番まであって、八番の部屋が病室である⁽³²⁾。房内には炬がらあつて、喫煙や煮炊きも許され、冬は暖をとることもできた。舎房は施錠するが、工房は出入り自由であった。部屋の分配には罪の軽重をも考慮したというし、女部屋もあった。工房は当初から精米、炭団、牡蠣殻灰の各仕事場があつたほか、のちになると油絞場二棟もでき、大工・建具・塗物などの手業場もできた。かように収容・作業に分類制度ともいふべきものがみとめられていたわけである。

作業はなるべく本人の希望を斟酌して従事させた。定信が寛政二年寄場創設の際に平蔵に達した人足取扱心得⁽³³⁾の第一条には、「人足之作業之儀者、勝手次第得手之義を為致可申候」とあつて、原胤昭氏が書いているとおり、「人足寄場は、正に作業又は授産を以て重要視したるにあらず、況や又懲戒を以て第一主義となせしにはあらず、収容者を改良し以て自立自営の民たらしめんが為めなりしこと明かなり。即ち個人本位にして、然も勝手次第とある任意を主義とし、得手の義とある当人の意志嗜好に一任して、各々其欲する作業に赴かしめし事なり。吾人が出獄者を保護するに当り、当人をして其前途を善良に経過せしめんとせば、啻に此の一事に關して努力せざる可からず、余は爰に於てか、昔日に於ける経営者の深智と、為政者の聡明を今更感服して措かざる所以なり」といふべきである。

作業には賃金および賞与金を給する。労賃は、製品売却代金の二割を諸経費として差し引き、残りの三分の一を領置して出所時に下付し、三分の二を月三度に渡したのださうである。これはきわめて合理的な制度で、寄場と刑務所とはちがうとはいひながら、当時、このような形で賃金制がみとめられていたことは、われわれも改めて学ぶべきであらうと思ふ。

構外作業は主として官の土木、普請人夫で、無罪の無宿のみに科した。ほかに外使（そとづかい）の制度があり、有罪の者も出所三箇月前からは外使にあてた。清陰筆記によれば、「此の外使となりし者は改心の試験中なり」というのであつて、まさしく社会復帰のための工夫であつた。外使の際に就職の機会を得る者もすくなくなかつたといふ。

人足の衣服は柿色に水玉模様を白く染め出したもので、水玉は年々数を減じて三年を経れば無地柿色となる⁽³⁶⁾。滝川博士は、「水玉は水中の鳥寄場をあらわしたものであろうが、水玉模様は獄衣としては風流である。故に当時江戸では、これを寄場人足といわずに、水玉人足と呼んだ」といつておられる⁽³⁷⁾。頭髮は、男は月代を剃らせ女は常体に結わせた。これも社会復帰への配慮である。前述の第四期には、水野忠邦在役中、逃走予防のため男子は片眉毛を剃り落させ女子は切禿にしようという議があつたが、「異体の蔽法」を立てるのはよくないとしてしりぞけられた⁽³⁸⁾。

(31) 平松・前掲五一頁以下。なお、原・前掲四二二頁以下、四三〇頁以下、四四四頁以下、四六九頁以下等、辻・前掲八七〇頁以下（その中は大田南政の加役人足寄場絵図その他の配置図なども掲載されていて、その様子がよくわかる。ちなみに、原・前掲四一四頁によれば、この南政の絵図は、かれが四十二、三才ころ、寄場創立時代のもので推定されている）、八九八頁以下、九〇七頁以下、九二二頁以下等。

(32) 病室は、ことに幕末になると、ひどい状態であつたようである（佐久間長敬・清陰筆記——原・前掲四六八頁）。なお、蘭学者であつた三瀬諸淵が一八六二年（文久二年）に寄場に拘禁され、寄場全体の非衛生的な惨状をつぶさに体験したことについては、かれじしんが寄場から国元へ出した書翰があり（辻・前掲九二二—九二四頁）、その後、しばしば改善意見を陳上し、また、みずから請うて病囚の看護にあつたことは有名である（辻・前掲九二〇頁注四）。

(33) 徳川禁令考後集第一（石井良助校訂）二二頁。なお、石井良助編集・江戸町方の制度（昭和四三年）七〇頁参照。

(34) 原・前掲四四八—四四九頁。

(35) 佐久間長敬・清陰筆記（原・前掲四七一頁）。

- (36) 佐久間長敬・清陰筆記(原・前掲四五四―四五五頁)。
(37) 滝川・前掲一七八頁。
(38) 注・前掲九一三頁、九一五頁。

八 人足寄場における教誨

ここで看過することができないのは寄場における教誨であつて、石門心学の人たちがその任にあたつた。これについては滝川博士の研究⁽³⁶⁾があり、本書では竹中靖一博士が執筆されるはずである。滝川博士によれば、寄場の心学講話をはじめたのは、石田梅岩、手島堵庵の衣鉢をつぐとともに両家とほとんど並び称された中沢道二で、かれが幕府の依頼を受けて寄場へ心学の講釈をしに行くようになったのは、一七九〇年、寄場創設とほぼ同時であつたと推定されている。かれの死後これを受け持つたのは脇坂義堂であり、義堂の歿後は大島有隣がその地位を受けついだ。この三代四十五年間(有隣の死去は一八三六年)は、心学隆盛時代であつたと同時に、寄場の第一期と第二期の大部分にあたるわけで、第二期は前述のような状況であつたとはいひながら、何といつても創設の精神が忘れ去られてはいなかったであらう時期である。かようにして寄場創設当初の半世紀近くのあいだは、寄場奉行も人足の教化に熱心であり、講師にも人を得て、大いに効果があつたようである。⁽⁴⁰⁾天保以後は寄場も第二期の終りから第三期以降になるし、心学の講師たちの素質も落ちて来たようである。人足に対する心学の講話は月三回おこなわれた。⁽⁴¹⁾

おもうに、人足寄場の教誨に石門心学の人たちがあつたといふことは、意味はなはだ深長であつた。石門心学は儒教、仏教、神道さらには老荘をもとり入れたはばのひろい思想にもとづく倫理、しかも経済的合理主義と

子にするという人足寄場の本来の趣旨に——人足の側からみても幕府の側からみても——びつたりと合致するものであつた。その奥には、人足寄場そのものにも石門心学にも、近代化の芽生えという大きな時代的背景を看取しなければならぬであらう。道二には梅岩が強調したような「儉約」⁽⁴²⁾を基本とする経済倫理の主張はあまりみられないようであるが、たとえば、「有難ひ天命の貧ほうじやと思ひ、随分大切に、貧乏勤め守りたがよい。そうすると次第に貧乏をはなれる。夫を急に遁んともがくゆへ、往さわる所に貧乏が引付き廻り、終には貧乏と打ち死にせにやならぬ。もと貧乏いやがるといふは、此骸が有ゆへじや。此骸がなけりや、悔み事はない。その上悪事も出来ず、愁ひ災難といふ事もない。去によつて心学を御進め申す。本心を知るといふも、外の事でない。骸のない事を知るのじや」といったようなくだりは、そのまま人足どもへの教訓になつたであらう。しかも、目に一丁字のない人たちにとつても、「此方の学文は、文字しらいでも心安ふ出来る。心学と云て、心をまなぶのじや」というのであるから、至極わかりよかつたはずである。のみならず、「道といふは、順応するばかり」といふ道二の考え方は、幕府にとつても都合のよい思想であつたにちがひない。師の堵庵には、「善人は捨るとも悪人は猶すつべからず。人皆性善也。本心を知るは善に移るの根本也。聖門善に移らざるを下愚とす。若本心をしらば何の悪人といふ事かこれあらん。いか程の善にもすゝむべし。奸曲深刻なる氣質にて人をも殺しかねぬ者も、一度本心を知る時は善にうつりやすし。」⁽⁴⁶⁾といったような心学的な矯正思想がみえるが、こうした考え方は、おそらく道二によつても受けつがれていたことであらう。すでに梅岩じしんも「士の道をいへば農工商に通ひ、農工商の道をいへば士に通ふ」というように士農工商に共通の道を考へてはいたが、梅岩の教えは何といつても主として町人階級に対するものであつたのに対し、柴田実教授によれば、道二にいたつて、心学はあらたに

武家社会にも受け容れられるようになった。道二が定信の知遇を得て、寄場での講話を受けもつようになったのも、こうした背景を考へることによって、よく理解ができるとおもわれる。

(39) 滝川政次郎・「人足寄場における心学講話」刑政八三卷九号(昭和四七年)、こころ(社団法人石門心学会雑誌)一九卷二号(昭和四八年)。なお、辻・前掲九五三頁以下。

(40) こうした教化の一例が石川謙博士の石門心学史に引用の中沢道二書簡集にみえているのを、滝川博士が引いておられる(滝川・前掲・刑政三九頁、こころ一七頁)。

(41) 月三回、三日におこなわれた。幕末には、一日、一五日、二八日の三回に改められたのかも知れない(滝川・前掲・刑政四一頁、こころ二二頁)。

(42) 石田梅岩・齐家論(柴田実校注)(石門心学・日本思想大系・42・昭和四六年・九頁以下)。

(43) 中沢道二・道二翁道話・巻上(柴田実校注)(前掲二四頁)。

(44) 中沢道二・道二翁道話・巻下(前掲二七頁)。

(45) 中沢道二・道二翁道話・巻上(前掲二二頁)。

(46) 手島堵庵・知心弁疑(柴田実校注)(前掲一三五頁)。

(47) 石田梅岩・齐家論・下(前掲二七頁)。

(48) 柴田実・「石門心学について」(前掲四八三頁)。

九 人足寄場における人間的要素

わたくしが人足寄場について強く打たれるものを感じるこのひとつは、そこにみられる人間的な要素である。およそ矯正には科学性とともに人間性が要求される。余談にわたるが、わたくしが内外の矯正施設を数多くみて来た中で、たとえばアメリカのヴァカヴィルにあるキャリフォニア医療矯正施設はその名称からも想像されるとおり科学性の方向に徹した施設と感じられたし、これに対してスイスのヴィッツヴィルの刑務施設では人間性

の要素をもっとも強く感じさせられた。ヴィッツヴィル刑務施設は、その創設者であり初代所長であったオットー・ケラーハルス博士とこれを受けついで二代所長ハンス・ケラーハルス氏の父子二代にわたる献身的な経営が、ヴィッツヴィルをヴィッツヴィルたらしめていたのであった。むろん国(州)の施設だが、ほとんど個人的といってもよいくらいの運営の仕方であり、それが受刑者の一人ひとりの胸の奥底にまで滲みわたっている感じであった。

わたくしは、石川島人足寄場がその草創のときにあたって松平定信、長谷川平藏宣以、中沢道二というトリオをもつことができたのは、⁽⁵⁰⁾大きなしあわせであったとおもう。

長谷川平藏宣以(一七四四—一七九五)について、詳細な研究をされたのは滝川博士であつて、その研究には平藏のことが愛情をこめて活写されている(本書にも博士が執筆されるはずである)。定信と平藏とのコンビによって寄場の創設が実現されたことは前に一言したのであるが、博士にしたがって、平藏のことをもうすこし書き足して置かなければならない。かれは平藏宣雄の子であるが、父宣雄は旗本中の俊才であつて、とくに拔擢されて京都町奉行となり令名があつた。平藏宣以は、江戸の下町である本所に生まれ本所で育つた生粋の江戸っ子で、父に従つて京都に移つたが、父の死後江戸に帰つた。若いころから深川その他の遊里で粋な遊びを覚えたが、家督を相続して相当巨額の蓄財を受けついでから一年くらいのあいだは、道楽のもっともはげしかった時期のようである。「本所の鍔」(平藏の幼名は鍔三郎)というあだ名もあつたという。書院番から徒頭、先手組頭というように栄進するにつれて、行跡も改めざるをえなくなったが、かれの道楽はかれをして下情に通じさせ社会の裏の裏までをわからせたのであつた。火附盗賊改加役になってからも、かれの市井生活における豊富な経験は、不断の努力とあいまって、犯人の検挙に敏腕をふるわせるもつたようになったようである。博士がかれを天保の名町奉

行、遠山左衛門尉景元に比しておられるのも、うなずかれる。

天明の大飢饉のあと江戸に浮浪者が氾濫するようになったことは前述したが、幕府は、江戸市内に盗賊が横行して市民が難儀するといので、平蔵が火附盗賊改のとき、「盗賊皆な殺しの御主意」といって、盗賊を捕えて死刑に処し、わずかのあいだに六〇〇人の首を刎ねたという。しかし、盗賊はなくなつたが浮浪者はふえる一方であつた。滝川博士によれば、「平蔵は自分の手でふん縛つた犯人の首がみんな飛んだと聞いては、寢覚めのわかつたことであろう」し、「重刑主義が決して社会を匡救するものでないことは、盗賊皆殺し政策断行の成績によつて、自得していたかも知れない」。「平蔵が人足寄場の創設を建言したのは、この哀れな窮民どもを救わんとする仁慈の念慮から出たもの」であつた。原胤昭氏は、江戸会誌によつて、次のような平蔵の逸事を伝えている。⁽⁵²⁾

長谷川氏は、常に囚徒を遇する事懇切にして、其獄舎を出るに当り、衣服なきものには衣服を与へ、或は捕らへ違ひにて放免する者にして、貧困なる者には、拘留の日数に応じて金錢を与へ、或は囚徒のみならず、路上乞丐の徒に衣食を施与する事も少からず。又死刑に処せられたる者の為めには法会を設けて之れを弔らひ、免囚に金錢を恵みて其の改悛を勸むるなど、仁慈の行ひ少からざりしと云ふ。

寄場は創設当初は平蔵みずからが管理にあたり単に取扱と称したが、二年のち一七九二年(寛政四年)に寄場奉行が置かれて、徒目付、村田鉄太郎⁽⁵³⁾がこれに任じられた。しかも、前述のとおり、寄場はその後変遷を重ねて、刑罰的色彩を濃くするようになるが、第五期になると、また、当初の精神に立ちかえる。一八五六年(安政三年)の江戸大津浪の災害に際しては、寄場も大破し人命の危険があつたので、人足たちを全員解放して災害が静まつたのち立ち帰るよう申し渡したところ、記録に「右之内役人共人命難計、假令俱に水死に及び候共是非なき次第、

御国恩之為差添防ぎ方仕度旨申立、七十人餘り其節より只今以て相残り夫々働方仕罷在云々」とあるように、多数の人足は残留して防災に献身したという事実がある。⁽⁵⁴⁾これは第五期のことであるが、施設職員と人足たちとの人間的關係がよほどうまく行つていたことを物語るものとおもわれる。

(49) キャリフオーニア医療矯正施設につき団藤・刑法紀行(昭和四二年)二八六頁以下、ことに三〇五頁以下、ウィッツヴィル刑務施設につき、同書二一九頁以下。

(50) 定信と道二との關係につき、原・前掲四七四頁。辻敬助氏は、「長谷川平蔵の手腕と中沢道二の学徳とは両々相俟て、当時の寄場事業を大成し得た」と書いておられる(辻・前掲九五三頁)。

(51) 滝川政次郎・「人足寄場の創始者長谷川平蔵」(同・日本行刑史・昭和三六年・二八四頁以下)。

(52) 原・前掲四九九頁。
(53) 辻・前掲八三一頁では加田鉄太郎(江戸町方の制度・七一頁では村田鉄太郎)。
(54) 辻・前掲九二六頁、九五二頁以下。